

和解に至らず

宮崎地裁判断へ

宗教法人集会所建設

宮崎市新名爪に集会所建設

を計画している宗教法人「神  
慈秀明会」（本部・滋賀県甲  
賀市）が、建設反対を訴える  
地元住民団体に反対活動禁  
止を求めた仮処分申立につ  
いて、宮崎地裁で13日、2回  
目の審尋があった。審尋は

同日で終了。両者が和解と  
いう選択肢を取らなかつたこ  
とで、同地裁が決定を下すこ  
とになる。決定の日時は未  
定。

審尋は非公開で、双方が個  
別に主張を述べたとみられ  
る。住民側代表は「裁判所の  
決定に従う。仮に主張が認め  
られなくても、合法的な手段  
で反対運動は続けていく」、  
宗教法人側は「裁判所に判断

を委ねる」としてくる。

集会所建設をめぐることは、  
地元住民団体が反対運動を展  
開。宗教法人側は「法的に問  
題はない」とした上で6月に  
地元説明会や会合を開いた  
が、互いの溝は埋まらなかつ  
た。同16日には建設予定地で  
住民側が施工業者に詰め寄る  
などしたことから、宗教法人  
側は6月末に地裁に申し立て  
を行っていた。